

いじめ防止・対策委員会

いじめの予防

- ◆**学業指導の充実**
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、一人一人に配慮した授業づくり
- ◆**学校行事・部活動等への積極的参加**
 - ・規範意識・帰属意識の醸成
 - ・人間性・社会性の育成
- ◆**教育相談の充実**
 - ・個人面談の定期的実施
 - ・SC・SSWの活用
 - ・相談窓口の周知
- ◆**人権教育・道徳教育の充実**
 - ・望ましい人間関係（仲間）づくり
 - ・豊かな社会性の育成
 - ・人権週間・講演会等による人権意識の高揚
- ◆**情報教育の充実**
 - ・モラル教育の充実
- ◆**保護者・地域等との連携**
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・授業公開・保護者面談の実施
 - ・出身中学校との連携・引継ぎ
- ◆**教職員研修の充実**
 - ・授業力の向上
 - ・人権・同和教育研修等への参加

早期発見

- ◆**いじめのサイン**
 - ・いじめを受けている生徒
 - ・いじめをおこなっている生徒
 - ・家庭でのサイン ※別紙
- ◆**相談体制の整備**
 - ・個人面談の定期的実施
 - ・SC・SSWとの連携
- ◆**定期的調査の実施**
 - ・いじめアンケート（各学期1回）
 - ・アンケートQU（1・2学期各1回）
- ◆**情報の共有**
 - ・職員会議・委員会等での情報共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底

ネットいじめへの対応

- ◆**予防**
 - ・情報モラル教育の充実
 - ・保護者への啓発
 - ・学校ネットパトロールとの連携
- ◆**早期発見**
 - ・相談体制の充実
 - ・閲覧者からの情報提供
 - ・学校ネットパトロールの報告
- ◆**対処**
 - ・削除依頼
 - ・いじめへの対応
 - ・法務局や警察への相談

いじめへの対応

- ◆**生徒への対応**
 - ・いじめを受けた生徒
 - ・いじめをおこなった生徒
- ◆**関係集団への対応**
- ◆**保護者への対応**
- ◆**関係機関との連携**
教育委員会・警察・福祉関係機関・医療機関
・児童相談所・法的機関等

重大事態への対応

- ◆**重大事態とは、**
 - ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき。
 - ③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- ◆**上記①～③に該当する重大事態と判断した場合、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力を依頼する。**

◆家庭でのサイン

いじめを受けている子どもたちは、家庭でも多くのサインを出している可能性があります。お子様の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなります。次のようなサインが見られたり、いつもとは様子が違うと感じられたら、学校へご連絡ください。

	サイン
	<ul style="list-style-type: none">○学校や友人のことを話さなくなる。○友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。○朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。○電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。○受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。○不審な電話やメールがあったりする。○遊ぶ友達が急に変わる。○部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
	<ul style="list-style-type: none">○理由のはっきりしない衣服の汚れがある。○理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。○登校時刻になると体調不良を訴える。○食欲不振・不眠を訴える。
	<ul style="list-style-type: none">○学習時間が減る。○成績が下がる。
	<ul style="list-style-type: none">○持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。○自転車がよくパンクする。○家庭の品物、金銭がなくなる。○大きな額の金銭を欲しがる。